

タイトル	「中華人民共和国漁業法」
著者	孔，麗；池田，均
引用	開発論集，73：119-126
発行日	2004-03-31

【翻訳】

「中華人民共和国漁業法」

孔 麗*・池 田 均**

第6期全国人民代表大会常務委員会第14次会議（1986年1月20日）通過。

第9期全国人民代表大会常務委員会第18次会議（2000年10月31日）による「『中華人民共和国漁業法』の改正に関する決定」の修正。

目 次

第1章	総 則
第2章	養 殖 業
第3章	漁 労 業
第4章	漁業資源の増殖及び保護
第5章	法律の責任
第6章	附 則

第1章 総 則

第1条 本法は、漁業資源の保護、増殖、開発及び合理的利用を推進するとともに、人工養殖を発展させ、漁業生産者の合法的權益を保障し、漁業生産の発展を促進し、社会主義建設及び人民生活の要請に応えるために制定したものである。

第2条 中華人民共和国の内水、干潟、領海、専管経済水域及び中華人民共和国が管轄するその他のすべての海域において、養殖、水生動物及び水生植物等の漁業生産活動に従事する者は本法を遵守しなければならない。

第3条 国家は、漁業生産は養殖を主体に漁労及び加工を併せて推進するものとし、その地域に適合する方法により、地域の実情に合った重点方針を定めて振興するものとする。

各級人民政府は漁業生産を国民経済発展計画の中に位置づけるものとし、水域の統一的な計画に則した総合利用の推進のための措置を講ずるものとする。

第4条 国家は漁業科学技術の研究に努め、先進的な技術を普及して漁業科学技術水準の向上を図るものとする。

第5条 増殖及び漁業資源の保護、漁業生産の発展、漁業科学技術等研究の面において、成績

* (こん りー) 北海学園北見大学商学部講師

** (いけだ ひとし) 開発研究所併任研究員、経済学部教授

が顕著な組織及び個人に対して各級人民政府は、精神的又は物質的な奨励措置を講ずるものとする。

第6条 国務院の漁業行政主管部門は、全国の漁業関係業務を主管するものとする。県級以上の地方人民政府漁業行政主管部門は、当該行政区域内の漁業関係業務を主管するものとする。県級以上の人民政府漁業行政主管部門は、重要な漁業水域及び漁港に漁政監督管理機構を設置することができるものとする。

県級以上の人民政府漁業行政主管部門及びその所属の漁政監督管理機構は、漁政検査人員を配置することができるものとする。漁政検査人員は漁業行政主管部門及びその所属の漁政監督管理機構に付与された任務を執行するものとする。

第7条 国家は漁業の監督管理に関しては、統一的な指導を各級に分けて行うものとする。

海洋漁業に関しては、国務院が定める国務院漁業行政主管部門及びその所属の漁政監督管理機構は海域及び特定漁業資源漁場を監督管理するほか、隣接海域においては省、自治区、直轄市の人民政府の漁業行政主管部門が監督管理するものとする。

海、河川及び湖等の水域における漁業は、当該行政区に關係する県級以上の人民政府漁業行政主管部門が監督管理するものとする。複数の行政区域に跨るものについては、關係する県級以上の地方人民政府が協議して管理方法を制定し、又は上級人民政府の漁業行政主管部門及びその所属の漁政監督管理機構が監督管理するものとする。

第8条 外国人及び外国漁業船舶が、中華人民共和国が管轄する水域内で漁業生産又は漁業資源調査活動に従事する場合には、国務院の關係主管部門の認可を経るものとし、本法及び中華人民共和国のその他の關係法律、法規の規定を遵守しなければならない。中華人民共和国と条約及び協定を締結している場合には、その条約及び協定に基づいて処理するものとする。

国家の漁政漁港監督管理機構は、対外的に漁政漁港の監督管理権を行使するものとする。

第9条 漁業行政主管部門、その他の所属の漁政監督管理機構及びそれに従事する人員は、漁業生産経営活動に参画及び従事することができないものとする。

第2章 養殖業

第10条 国家は全人民所有制組織、集団所有制組織及び個人を督励し、養殖に適した水域及び干潟を十分に利用し、養殖業を發展させるものとする。

第11条 国家は水域の利用に関する統一的な計画を策定し、養殖業に用いられる水域及び干潟を確定するものとする。組織及び個人が国家計画に基づいて養殖業に用いられる全人民所有の水域及び干潟を利用する場合には、利用者は県級以上の地方人民政府漁業行政主管部門に申請し、その人民政府の審査考課を経て養殖証明書の交付をもって、その水域及び干潟を利用して養殖生産に従事することが認可されるものとする。養殖証明書を審査考課し交付するときの具体的方法は、国務院の規定によるものとする。

集団所有又は全人民所有で農業集団経済組織が使用する水域及び干潟では、個人又は集団は養殖生産を請け負うことができるものとする。

第12条 県級以上の地方人民政府は養殖証明書の交付に当たっては、現地の漁業生産者を優先的に扱わなければならない。

第13条 当事者は国家规定で確定した養殖業に用いる水域及び干潟において、養殖生産に伴う紛争に対しては、関係法律に規定された手続に基づいて処理するものとする。紛争を解決する前に、当事者双方とも養殖生産を破壊してはならない。

第14条 国家建設により集団所有の水域及び干潟を徴用する場合は、「中華人民共和國土地管理法」における土地徴用の規定に基づいて処理するものとする。

第15条 県級以上の地方人民政府は、商品魚生産基地及び都市郊外地域の重要な養殖水域に対する保護を強める措置を講ずるものとする。

第16条 国家は水産優良品種の精選と育苗、育成及び普及に努め、それを推進するものとする。新水産品種は全国水産原種及び良種の審査考課委員会の審査を経なければならないものとし、国務院漁業行政主管部門が認可した後に普及することができるものとする。

水産種苗の輸出入は、国務院漁業行政主管部門又は省、自治区、直轄市の人民政府漁業行政主管部門が審査考課をするものとする。

水産種苗の生産は、県級以上の地方人民政府漁業行政主管部門が審査考課するものとする。但し、漁業生産者の自家育成、自家用水産種苗を除くものとする。

第17条 水産種苗の輸出入に関しては、病虫害の国境内伝染及び越境伝染を予防するために検疫を実施しなければならない。具体的検疫業務は関係動植物の出入国に当って検疫に関する法律及び行政法規の規定に基づいて執行するものとする。

転基因（訳注：遺伝子組替え）の水産種苗の導入に当っては安全性の評価を行わなければならない。具体的管理業務は国務院の関係規定に基づいて行うものとする。

第18条 県級以上の人民政府漁業行政主管部門は、養殖生産の技術指導及び病虫害の予防業務に努めなければならない。

第19条 養殖生産には毒物及び有害物質を含む餌を使用してはならない。

第20条 養殖生産に当っては水域生態環境の保護に努め、科学的に養殖密度を確定し、合理的に餌、肥料、薬剤を使用し、水域の環境を汚染してはならない。

第3章 漁 業

第21条 国家は財政、貸付及び税収等の面で適切な措置を講じ、遠洋漁業の発展を促進し支援するものとし、漁業資源の漁獲可能量に基づき内水面及び近海の漁獲量を配分するものとする。

第22条 国家は、漁獲量を漁業資源成長量以下とする原則に基づき、漁業資源の総漁獲可能量

を確保するための漁獲限量制度を採用し実行するものとする。国務院漁業行政主管部門は漁業資源の調査及び評価を行う責任を負い、漁獲限量制度の実施に科学的根拠を提供するものとする。中華人民共和国の内海、領海、専管経済水域及びその他の管轄する海域の漁獲限量総量は、国務院漁業行政主管部門が確定し、国務院に申請し認可された後に、順次下級機関に下達するものとする。国家が定める重要な海、河川及び湖の漁獲限量総量は、関係する省、自治区、直轄市人民政府の確定又は協議を経て、順次下級機関に下達する。漁獲限量総量の配分は公平、公正の原則に基づくものとし、配分方法及び配分結果は公表し、人民の監視下におかれなければならない。

国務院漁業行政主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府漁業行政主管部門は、漁獲限量制度の実施に関する監督検査を強めるものとする。それぞれの上級機関が下達した漁獲限量指標を実際の漁獲総量が超える場合は、その翌年の漁獲限量指標の設定の際に審査して削減するものとする。

第 23 条 国家は漁業に対して漁業許可証制度を採るものとする。

海洋における大型底引網、巻網漁業及び中華人民共和国が関係する国家と締結した協定に基づいて共同管理する漁区又は公海で漁業に従事するための漁業許可証は、国務院漁業行政主管部門が認可し交付するものとする。その他の作業に関する漁業許可証は県級以上の地方人民政府漁業行政主管部門が認可し交付するものとする。但し、認可交付した海洋での漁業許可証は、国家が下達した漁船及び網等に関する漁具の規定に適合した場合に交付するものとする。具体的方法は省、自治区、直轄市人民政府の規定によるものとする。

漁業許可証は、売買、貸付及びその他の方式で他人に使用させることができないものとし、書き直し、偽造及び変造してはならない。

他国が管轄する海域で漁業に従事する者に対しては、国務院漁業行政主管部門の認可を経るものとし、中華人民共和国が締結し又は参加した関係条約、協定及び関係する国家の法律を遵守しなければならない。

第 24 条 漁業許可証は次の条件を備える者に交付することができる。

- (1) 漁業船舶検査証明書を保持していること。
- (2) 漁業船舶登録証明書を保持していること。
- (3) 国務院漁業行政主管部門の規定に適合していること。

県級以上の人民政府漁業行政主管部門が認可し交付した漁業許可証は、上級人民政府漁業行政主管部門が下達した漁獲限量指標に適合していなければならない。

第 25 条 漁業に従事する組織及び個人は、漁業許可証が作業類型、場所、期間、漁具数量及び漁業限度額の規定に基づいて作業を行うものとし、国家における漁業資源保護の規定を遵守し、大中型漁船は漁業日誌を記入しなければならないものとする。

第 26 条 製造、更新改造、買入及び輸入した漁業に用いる船舶は、漁業船舶検査部門による検査合格を経て使用できるものとする。具体的管理方法は国務院の規定によるものとする。

第 27 条 漁港建設は国家の統一的な計画の下で行われなければならないものとし、投資と受益の一致を原則として行うものとする。県級以上の地方人民政府は、本行政区域内にある漁港に対して監督管理を強め、漁港の正常な秩序を維持しなければならない。

第 4 章 漁業資源の増殖及び保護

第 28 条 県級以上の人民政府漁業行政主管部門は、その管理する漁業水域に対して統一的な計画の下に適切な措置を講じて漁業資源を増殖させるものとする。県級以上の人民政府漁業行政主管部門は、受益する組織及び個人に漁業資源増殖保護費を徴収することができるものとするが、それは増殖及び漁業資源の保護のみに用いるものとする。漁業資源増殖保護費の徴収方法は、国務院漁業行政主管部門が財政部門と協議して制定し、国務院に申請し認可した後施行するものとする。

第 29 条 国家は水産の遺伝子資源及びその生存環境を保護し、比較的高い経済価値及び育種価値のある水産遺伝子資源が成長し繁殖している区域に水産種質資源保護区を設定するものとする。いかなる組織又は個人も国務院漁業行政主管部門の認可を得ず、水産種質資源保護区内で漁労活動に従事してはならない。

第 30 条 爆破、毒殺及び感電等の漁業資源を破壊する方法を用いる漁労は禁止する。使用を禁止された漁具を製造、販売及び使用してはならない。禁漁区及び禁漁期で漁労を行うことを禁止する。規定より小さな目の網を用いて漁労を行うことを禁止する。漁獲した稚魚は規定された割合を超えてはならない。禁漁区又は禁漁期内で違法に得た漁獲物を販売してはならない。

重点的に保護された漁業資源の品種及びその漁労可能な条件、禁漁区及び禁漁期、使用禁止又は使用制限された漁具及び漁労方法、最小な網の目及びその他の漁業資源の保護措置は、国務院漁業行政主管部門又は省、自治区、直轄市の人民政府漁業行政主管部門の規定によるものとする。

第 31 条 重要な経済価値のある水生動物の種苗を捕獲してはならない。養殖又はその他の特殊な目的のために、重要な経済価値のある種苗又は捕獲が禁止された抱卵した親魚を漁獲する場合は、国務院漁業行政主管部門又は省、自治区、直轄市の人民政府漁業行政主管部門の認可を経て、指定された区域及び期間内において限量に基づいて漁労しなければならない。

水生動物種苗の重点生産区域で引水及び用水する場合には、適切な措置を講じて種苗を保護しなければならないものとする。

第 32 条 魚、エビ、カニの生息地に水門、ダムを建設し、漁業資源に悪影響をもたらす場合、建設組織は魚道施設を設置するか又はその他の適切な措置を講ずるものとする。

第 33 条 漁業と併せて貯水、灌漑等の機能を持つ水域で漁労業を行う場合は、関係主管部門は漁業生産が必要とする最低水位を確保するものとする。

第 34 条 湖の周囲で農地を造成してはならない。沿海の干潟は県級以上の人民政府の認可を得ずに開墾してはならない。重要な種苗基地及び養殖場所も開墾してはならない。

第 35 条 水面下爆破、試掘、施工作業が漁業資源に悪影響をもたらす場合には、作業組織はあらかじめ関係する県級以上の人民政府漁業行政主管部門と協議し、適切な措置を講じて漁業資源への損害を予防し又は軽減するものとする。漁業資源の損失を発生させた者に対しては、関係する県級以上の人民政府は賠償させることを命令するものとする。

第 36 条 各級人民政府は適切な措置を講じて漁業水域の生態環境を保護し改善し、汚染を防止しなければならない。

漁業水域の生態環境の監督管理及び漁業汚染事故の調査処理は、「中華人民共和国海洋環境保護法」及び「中華人民共和国水汚染予防治療法」の関係規定に基づいて執行するものとする。

第 37 条 国家は揚子江イルカ等の希少及び絶滅危惧種水生野生動物に対して重点的な保護を行い、その絶滅を防止するものとする。国家が重点的に保護する水生野生動物を捕獲して殺し、傷害することを禁止する。科学研究、馴致繁殖、展示又はその他の特殊な理由により国家が重点的に保護する水生野生動物を捕獲する必要がある場合には、「中華人民共和国野生動物保護法」の規定に基づき執行するものとする。

第 5 章 法律の責任

第 38 条 魚を爆破、毒殺及び感電等の漁業資源を破壊する方法を用いて漁獲した者、禁漁区及び禁漁期に関する規定に違反して漁獲した者、又は使用を禁止された漁具、漁労方法及び規定より小さな目の網等の漁具を用いて漁獲し又は漁獲した稚魚が規定された割合を超えた者に対しては、漁獲物及び違法所得を没収し、5 万元以下の罰金を科す。悪質な者に対しては漁具を没収し、漁労許可証を取り上げるものとする。特に悪質な者に対しては漁船を没収することができるものとする。犯罪になる者に対しては法律に基づき刑事責任を追及するものとする。

禁漁区又は禁漁期内で違法に得た漁獲物を販売した者に対しては、県級以上の地方人民政府漁業行政主管部門は直ちに調査し処理しなければならない。

使用を禁止された漁具を製造、販売した者に対しては、違法に製造、販売した漁具及び違法所得を没収し、その上に 1 万元以下の罰金を科す。

第 39 条 他人が養殖した水産物を密かに捕捉、略奪した者、又は他人の養殖水域及び養殖施設を破壊した者に対しては是正を命じ、その上に 2 万元以下の罰金を科す。他人に損失をもたらした者に対しては法律に基づき賠償責任を負わせるものとする。犯罪となる者に対しては法律に基づき刑事責任を追及するものとする。

第 40 条 全人民所有の水域及び干潟において養殖生産に従事する者が、正当な理由なしに水域

及び干潟を荒廃させ1年を経過した者に対しては、養殖証明書を交付した政府機関は期限を定めて開発利用を命ずるものとする。期限を超えて開発利用しない者に対しては養殖証明書を取り上げ、その上に1万元以下の罰金を科すことができるものとする。

法律に基づく養殖証明書を取得せず、みだりに全人民所有の水域で養殖生産に従事した者に対しては是正を命じ、養殖証明書の取得手続きをとるか、そうでない場合は期限を定めて養殖施設を撤去させるものとする。

法律に基づく養殖証明書を取得せず又は養殖証明書において許可された範囲を超えて全人民所有の水域で養殖生産に従事し、水上交通及び洪水時の排水を妨害した者に対しては、期限を定めて養殖施設の撤去を命じ、その上に1万元以下の罰金を科すことができるものとする。

第41条 法律に基づく漁労許可証を取得せず、みだりに漁労した者に対しては漁獲物及び違法所得を没収し、その上に10万元以下の罰金を科す。悪質な者に対しては、漁具及び漁船を没収することができるものとする。

第42条 漁労許可証に記載された作業類型、場所、期間及び漁具数量に関する規定に違反した者に対しては漁獲物及び違法所得を没収し、その上に5万元以下の罰金を科すことができるものとする。悪質な者に対しては漁具の没収、漁労許可証の取り上げができるものとする。

第43条 改ざん、売買、貸付又はその他の方式で漁労許可証を他人に使用させた者に対しては違法所得を没収し、漁労許可証を取り上げ、その上に1万元以下の罰金を科すことができるものとする。漁労許可証の偽造、変造、売買により犯罪になる者に対しては法律に基づき刑事責任を追及するものとする。

第44条 水産種苗を違法に生産、輸入及び輸出した者に対しては種苗及び違法所得を没収し、その上に5万元以下の罰金を科す。

許可手続きを経ずに水産種苗の経営を行った者に対しては、直ちに経営停止を命じ、違法所得を没収し、その上に5万元以下の罰金を科すことができるものとする。

第45条 許可を得ず水産種質資源保護区内で漁労活動に従事した者に対しては、直ちに漁労停止を命じ、漁獲物及び漁具を没収し、その上に1万元以下の罰金を科すことができるものとする。

第46条 本法規定に違反し、みだりに中華人民共和国が管轄する水域で漁業生産及び漁業資源の調査活動を行った外国人、外国漁船に対しては、管轄する水域からの離脱又は退去を命じ、漁獲物及び漁具を没収し、その上に50万元以下の罰金を科すことができるものとする。悪質な者に対しては漁船を没収するものとする。犯罪になる者に対しては法律に基づき刑事責任を追及するものとする。

第47条 漁業水域における生態環境を破壊し又は漁業汚染の事故を発生させた者に対しては、「中華人民共和国海洋環境保護法」及び「中華人民共和国水污染防治法」の規定に基づいて法律責任を追及するものとする。

第 48 条 本法で規定した行政処罰は、県級以上の人民政府漁業行政主管部門又はその所属の漁政監督管理機構の決定によるものとする。但し、本法は処罰機関がすでに行政処罰したものは除外するものとする。

海上で法律を執行する場合には、禁漁区及び禁漁期の規定に違反し又は禁止された漁具及び漁労方法を用いて漁労を行った者及び漁労許可証明書を取得せずに漁獲をした者に対しては、その事実が明らかであり、証拠が充分であるが、現場では法律の手続きに基づいて行政処罰の決定を判断し執行することができない者に対しては、一時的に漁労許可証明書、漁具又は漁船を没収し、帰港した後に法律に基づき行政処罰の決定を判断し執行するものとする。

第 49 条 漁業行政主管部門及びその所属の漁政監督管理機構及びその作業人員は、本法の規定に違反して許可証明書の交付、漁労限度量の配分又は漁業生産経営活動の従事する者又はその他の職責を軽んじ、法律に規定された義務を履行せず、職権を濫用し、私利のために不正な行為を行った者に対しては、法律に基づき行政処分を行うものとする。犯罪になる者に対しては、法律に基づき刑事責任を追及するものとする。

第 6 章 附 則

第 50 条 本法は、1986 年 7 月 1 日より施行する。

(参考)「中華人民共和国主席令」第 38 号

「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国漁業法』の改正に関する決定」は、2000 年 10 月 31 日の中華人民共和国第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 18 次会議を通過後に公布し、2000 年 12 月 1 日から施行する。

中華人民共和国主席 江沢民

2000 年 10 月 31 日

[謝辞]

本翻訳に当っては、本学経済学部北倉公彦教授に校閲いただいた。記して謝意を表す。